

一三九 慈惠僧正受戒の日延引の事（宇治拾遺物語卷第十二・三）

慈惠僧正良源、座主の時、受戒行ふべき定日、例のごとく催設けて、座主の出仕

を相待つの所に、途中よりにはかに帰り給へば、供の者ども、こはいかにと、

心得難く思ひけり。衆徒、諸職人も、「これ程の大事、日の定りたる事を、今となり

て、さしたる障りもなきに、延引せしめ給ふ事、しかるべからず」と誘する事か

ぎりなし。諸国の沙弥らまでことごとく参り集りて、受戒すべき由

思ひ居たる所に、横川の小綱を使にて、「今日の受戒は延引なり。重ねたる催に

随ひて行はるべきなり」と仰せ下しければ、「何事によりてとどめ給ふぞ」と

問ふ。使、「全くその故を知らず。『ただ早く走り向かひて、この由を申せ』と

ばかりのたまひつるぞ」といふ。集れる人々、おのおの心得ず思ひて、みな退

散しぬ。

かかる程に、未の時ばかりに、大風吹きて、南門にはかに倒れぬ。その時人々この

事あるべしとかねて悟りて、延引せされけると思ひ合はせけり。受戒行はれまし

ば、そこばくの人々みな打ち殺されなましと、感じののしりけり。